藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例(平成6年藤枝市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第1駅南地区計画区域の項中「平成25年藤枝市告示第8号により地区整備計画が定められた区域」を「令和2年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域」に改める。

別表第2青木地区計画区域の部A地区の項中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改め、同部D地区の項中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもので政令第130条の7の3で定めるもの」に改め、同部E地区の項中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店での他これらに類するもの」に改め、同表水守地区計画区域の部中「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する建築物」を「キャバレー、料理店その他これらに類するもの」に改める。

別表第2駅南地区計画区域の部を次のように改める。

	(ア)	(,	イ)		(ウ)	(エ)	(.	オ)	(カ)	(キ)					(:	ク)	(/	ケ)
地	建築してはならない	建	築	物	建	築	建	築	建	築	建	築	外	壁	の	後	退	距	建	築	建	築
区	建築物	の	容	積	物	\mathcal{O}	物	0)	物	の	物	0)	離	及	び	適	用	除	物	\mathcal{O}	物	0)
		率	の :	最	容	積	建	蔽	建	築	敷	地	外	の美	建 第	色物	等		高	さ	各	部
		高	限月	吏	率	0)	率	Ø	面	積	面	積	距	離	適	用	除	外	の	最	分	の
					最	低	最	高	の	最	の	最			0	建	築	物	高	限	高。	さ
					限	度	限.	度	低	限	低	限			等				度			
									度		度											
A2		35(0 '	%	200	0%	80	%	1,	000	_		道	路	(1)		高	さ				
地		(た	だ					平	方			境	界	が	4	メ	<u> </u>				
区		し	、	公					メ	1			線	ま	1	ル	を	超				
		会	堂	`					ト,	ル			で	0)	え	る	部	分				
		集	会:	場									距	離	(2)		地	盤				

1	77 78				1	,	 	4 7	
	及び						面下の) 部	
	書館	0					分		
	用に	供				ル			
	する	部							
	分を	備							
	える	建							
	築	物							
	で、	そ							
	の部	分							
	の床	面							
	積	が							
	2,000)							
	平方	*							
	ート	ル							
	以上	0							
	場	合							
	は	,							
	400%	,)							
А3	500	% 300%	70%	A2 地	ī —	A2 地	(1) 店	5 さー	
地	(た	だ		区 の		区の	が 4 メ	: -	
区	l.	日		項と		項 と	トルを	: 超	
	常的	に		同じ。		同じ。	える部	分	
	開放								
	D11 77	さ					(2) 地	1盤	
	か、 れ、						(2) 地 面下の		
	れ、	歩					面下の		
	れ、 行者	歩 が					面 下 の 分	部	
	れ、	歩 が に					面下の 分 (3) 特	部定	
	れ、者自	歩 が に 又					面 下 の 分	部定を	
	れ行自通	歩がに又用					面下 σ 分 (3) 楔 行政 向	部定が査	
	れ行自通はで、者由行利き	歩がに又用る					面分(3) 行建会の策定	部定が査意	
	れ 行 自 通 は、 者 由 行 利	歩がに又用る、					面 分 (3) 将	部定が査意許	

		D 14 >			南	1) 7.	
		の他こ			廊の		
		れらに			の他		
		類する			に類	する	
		もの			もの		
		(壁面					
		の位置					
		の制限					
		に係る					
		部分を					
		除く。)					
		の面積					
		の合計					
		が敷地					
		面積の					
		10%以					
		上の場					
		合は、					
		600%)					
A 4	次に掲げる建築物		 _		 		 _
地	 劇場、映画館、演芸場、						
区	 観覧場、ナイトクラブ						
	 若しくは客にダンス						
	をさせ、かつ、客に飲						
	食をさせる営業(客の						
	 接待をするものを除						
	 く。) を営む施設又は						
	 店舗、飲食店、展示場、						
	遊技場、勝馬投票券発						
	, 壳所、膀舟投票券発売						
	所、場外車券売場、場						
	内車券売場に供する						

	建築物でその用途に						
	供する部分(劇場、映						
	画館、演芸場又は観覧						
	場の用途に供する部						
	分にあっては、客席の						
	部分に限る。)の床面						
	積の合計が 10,000 平						
	方メートルを超える						
	もの						
F	次に掲げる建築物以			平	成	地盤面下	
地	外の建築物			9	年	の建築物	
区	(1) 観覧場			藤	枝	の部分	
	(2) 体育館			市	告		
	(3) 前2号に附属す			示	第		
	る建築物			39	号		
				の	計		
				画	図		
				に	表		
				示	さ		
				れ	て		
				い	る		
				道	路		
				境	界		
				線	ま		
				で	0)		
				距	離		
				4	メ		
				_	۲		
				ル			

別表第2横内・三輪地区計画区域の部中「劇場、映画館、演芸場又は観覧場」を「劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの

で政令第130条の7の3で定めるもの」に、「キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、料理店その他これらに 類するもの」に改め、同表駅前一丁目8街区地区計画区域の部中「キャバレー、料 理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの」を「キャバレー、 料理店その他これらに類するもの」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。